

東広島市例規システム構築及び保守管理業務
プロポーザル実施要領

令和8年9月

東広島市総務部総務課

東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザル実施手順の概要

	東広島市	提案者
令和8年9月9日（水）	プロポーザル公募実施 参加希望書の受付開始 質問書（提案・参加申請）受付開始 提案書の受付開始	
	↓	（質問がある場合）
令和8年9月11日（金）	質問書（参加希望）の提出期限	質問書（参加希望）の作成・提出
	↓	
令和8年9月15日（火）	質問書（参加希望）への回答通知	回答（参加希望）の受領
	↓	
令和8年9月18日（金）	参加希望書の受付終了	参加希望書等の作成・提出
	↓	
令和8年9月28日（月）	参加資格の確認結果通知 ヒアリング審査案内通知	参加資格の確認結果受領 ヒアリング審査案内受領
	↓	（質問がある場合）
令和8年9月30日（水）	質問書（提案）の提出期限	質問書（提案）の作成・提出
	↓	
令和8年10月8日（木）	質問書（提案）の回答通知	回答（提案）の受領
	↓	
令和8年10月14日（水）	提案書等の提出期限	提案書等の作成・提出
	↓	
令和8年10月22日（木） （予定）	提案書等の質問通知	提案書等の質問受領
	↓	
令和8年10月26日（月）	提案書等の質問回答期限	提案書等の質問回答の提出
	↓	
令和8年10月28日（水）	ヒアリング審査（委員会審査）	ヒアリング審査出席
	↓	
	審査・最優秀提案事業者の決定	
	↓	
令和8年10月30日（金） （予定）	最終選定結果通知	最終選定結果通知受領
	↓	
令和8年11月30日（月）	契約の締結・最終審査結果の公表	

- 1 業務の名称
東広島市例規システム構築及び保守管理業務
- 2 業務の目的
東広島市例規システムの導入及び加除式例規集の作成並びにこれらの保守管理を行うことにより、例規管理に係る事務の合理化と経費の削減を図るものである。
- 3 業務の内容
 - (1) 調達件名及び数量
「東広島市例規システム」一式
 - (2) 調達の内容等
別に定める「東広島市例規システム構築及び保守管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和14年3月31日までとする。
なお、東広島市例規システムの稼働年月日は、令和9年4月1日とする。ただし、本業務を受託しようとする者が初期から東広島市例規システムを構築する場合にあっては、稼働前に構築されたシステム及び搭載されたデータの検証並びに職員への操作研修を要するため、令和9年2月末日までに検証が可能なテスト環境を提供すること。
 - (4) 調達方法
公募型プロポーザル方式による。
 - (5) 提案上限額
20,313千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
提案上限額は本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- 4 本業務の調達に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 名称
東広島市総務部総務課
 - (2) 所在地
〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
(東広島市役所 本館3階)
 - (3) 連絡先
電 話 082-420-0907
FAX 082-420-0415
E-mail hgh200907@city.higashihiroshima.lg.jp
 - (4) 窓口による受付
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に受け付ける。
 - (5) 郵送等による受付

書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより提出期限までに提出先に届いたものを受け付ける。

5 本業務の調達手続き等において使用する言語、通貨及び単位

(1) 言語

日本語

ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場合は、外国語の使用も可とする。また、必要により外国語による記載をする場合は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

6 説明会

本業務の調達に関する説明会は開催しない。

質問及び回答については、参加希望書の提出に関することは「8 参加希望書の提出」

(2)を、提案書等の提出に関することは「11 提案書等の提出に係る質問及び回答」を参照すること。

7 参加資格

(1) 単独企業の場合（次のアからウまでの要件を全て満たすこと）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外を受けていないこと。

ウ 参加希望書を提出する日において市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 企業グループの場合（次のア及びイの要件のいずれも満たすこと）

ア 企業グループの全ての構成員が(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。

イ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

8 参加希望書の提出

本業務の調達に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり参加希望書等を提出すること。

(1) 参加希望書の提出

ア 提出期限 令和8年9月18日（金）午後5時

イ 提出先 東広島市総務部総務課

ウ 提出書類 次に掲げる書類

(ア) 別記様式第1号「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザル参加希望書（以下「参加希望書」という。）」

(イ) 別記様式第2号「グループ構成書」（企業グループの場合）

(ウ) 別記様式第3号「委任状」（企業グループの場合）

(エ) 滞納がない旨の証明書

納付すべき市町村税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない旨の証明書（参加希望書を提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。写しでも可とする。）

なお、東広島市における令和7年から令和10年までの物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格を有する者で提出日現在滞納のない場合は、滞納がない旨の証明書の提出を不要とする。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

提出書類を封筒に入れ、封筒表面に参加企業又は参加企業グループの代表企業の商号又は名称及び「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザル参加希望書在中」と記載すること。

(2) 参加希望書の提出に係る質問

参加希望書の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年9月11日（金）午後5時

イ 提出先 東広島市総務部総務課

ウ 提出書類 別記様式第4号「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る質問書」

エ 提出方法 電子メールによる。

なお、電子メールの件名は「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る質問（参加希望）」とすること。

(3) 参加希望書の提出に係る質問に対する回答

ア 回答日 令和8年9月15日（火）

イ 回答先 質問を提出した参加希望者のみ

ウ 回答方法 電子メールによる。

なお、電子メールの件名は「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る質問に対する回答（参加希望）」とすること。

9 参加資格の確認

参加希望書等の提出のあった参加希望者に対し、参加資格を確認し、参加資格確認通知書を通知する。

(1) 通知日 令和8年9月28日（月）

(2) 通知先 参加希望書を提出した参加希望者の連絡先

(3) 通知書類 「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る参加

資格の確認について（通知）」

(4) 通知方法 郵送による。

1 0 参加資格の喪失

「9 参加資格の確認」(4)による通知を受けた後においても、次のいずれかに該当するときは参加資格を失うものとする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降対象の文書は通知しない。

- (1) 「1 2 提案書等の提出」(1)アの期限までに「7 参加資格」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加希望者が本業務に対して2以上の参加希望書の提出をしたとき。
- (3) 参加希望者が他人の申請の代理をしたとき。
- (4) 参加希望書の提出、提案書等の提出、ヒアリング審査等に対して事実と反する提案等の不正行為があったとき。
- (5) 参加資格を有する者（以下「プロポーザル参加者」という。）が「1 2 提案書等の提出」(1)による提案書等の提出をしなかったとき。
- (6) 「1 3 審査の実施」(2)による提案書等の質問について通知があったプロポーザル参加者が(3)による回答書を提出しなかったとき。
- (7) プロポーザル参加者が「1 3 審査の実施」(5)のヒアリング審査に参加しなかったとき。

1 1 提案書等の提出に係る質問及び回答

(1) 質問

提案書等の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時

イ 提出先 東広島市総務部総務課

ウ 提出書類 別記様式第4号「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る質問書」

エ 提出方法 電子メールによる。

なお、電子メールの件名は「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る質問（提案書）」とすること。

(2) 回答

ア 回答日 令和8年10月8日（木）

イ 回答先 全てのプロポーザル参加者

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者のみに対して回答する。

ウ 回答方法 電子メールによる。

エ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。

なお、電子メールの件名は「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る質問に対する回答（提案書）」とすること。

1 2 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

プロポーザル参加者は、別に定める「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに関する提案書等作成要領」（以下「提案書等作成要領」という。）により提案書等を作成すること。

ア 提出期限 令和8年10月14日（水）午後5時

イ 提出先 東広島市総務部総務課

ウ 提出書類 提案書等作成要領に記載する書類一式

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送する場合は、提出書類を封筒表面に入れ、封筒に参加企業又は参加企業グループの代表企業の商号又は名称及び「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに関する提案書等書類在中」と記載すること。

オ その他 提出された提案書等の書類は、再提出の場合を除き返却しない。

(2) 提案書等の再提出

提案書等の再提出は、(1)アの提出期限までに限り認める。ただし、提案書等の部分的な差替えは認めない。

(3) プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、別記様式第5号「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザル辞退届出書（以下「辞退届出書」という。）」を提出するものとする。

また、提案書等の提出後から契約締結までの間に「7 参加資格」の要件を満たさなくなった場合においても、辞退届出書を提出するものとする。

なお、辞退届出書の提出があった場合でも、それまでに提出された書類は返却しない。

(4) 費用の負担

提案書等の作成に要する費用その他本業務の調達の参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

1 3 審査の実施

(1) 書類による審査

提出があった提案書等について、書面による審査を実施する。審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。

ア 審査日 令和8年10月28日（水）予定

イ 審査者 東広島市例規システム構築及び保守管理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）

ウ 審査方法 別に定める基準により提案書等を審査する。

なお、配点割合は次のとおり。

区分	評価点
書類審査評価点	930点
提案書評価点	480点
価格評価点	450点

(2) 提案書等に係る質問

提出があった提案書等について、本市において個別に提案内容の確認を行うことがある場合は、質問書を送付する。なお、確認事項のないプロポーザル参加者には、質問事項がない旨を通知する。

ア 通知日 令和8年10月22日（木）

イ 通知先 全てのプロポーザル参加者

ウ 通知書類 「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る提案書等における確認について」

「提案書等における質問書」（質問のあるプロポーザル参加者のみ）

エ 通知方法 電子メールによる。

なお、電子メールの件名は「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る提案書等における質問」とする。

(3) 提案書等における質問に対する回答

本市から提案書等の質問を受けた場合、次のとおり回答書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年10月26日（月）午後5時

イ 提出先 東広島市総務部総務課

ウ 提出書類 回答を記載した「提案書等における回答書」

「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る提案書等における質問に対する回答書」

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) ヒアリング審査への参加依頼

プロポーザル参加者に参加を依頼する。なお、ヒアリング審査の参加又は不参加について令和8年10月2日（金）までに「ヒアリング審査参加回答書」を提出すること。

ア 依頼日 令和8年9月28日（月）予定

イ 依頼先 全てのプロポーザル参加者

ウ 依頼文書 「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係るヒアリング審査の参加について」

「ヒアリング審査参加回答書」

「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係るヒアリング審査提案依頼事項」

エ 送付方法 郵送による。

(5) ヒアリング審査

ヒアリング審査の参加を承諾したプロポーザル参加者（以下「ヒアリング審査参加者」という。）の提案内容について審査を実施する。

ア 日時 令和8年10月28日（水）予定

イ 場 所 東広島市役所内

ウ 時 間 ヒアリング審査参加者 1 者当たりの説明時間は 60 分を上限とし、その内訳は概ね次のとおりとする。

プレゼンテーション 15 分

デモンストレーション 35 分

質疑応答 10 分

(6) 最終審査

委員会において、審査の内容を総合的に判断し、評価点数に基づいて順位づけを行い、最優秀提案事業者を決定する。

ア 日 時 令和 8 年 10 月下旬予定

イ 場 所 東広島市役所内

ウ 審査方法 別に定める基準により審査する。

区分		評価点
書類審査評価点		930 点
	提案書評価点	480 点
	価格評価点	450 点
ヒアリング審査評価点		600 点
	プレゼンテーション評価点	300 点
	デモンストレーション評価点	300 点
総合評価点		1,530 点

1.4 審査項目

(1) 書類による審査

書類による審査は、提案書、新旧対照表形式原議出力設定回答書及び提案価格書について、別に定める「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザル選定基準」の判定基準により、提案内容の評価に応じて採点する。

提案価格書の評価は、総額により行う。

(2) ヒアリング審査

ヒアリング審査は、本市から提案を依頼した「東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係るヒアリング審査提案依頼事項」（以下「本市依頼事項」という。）について、プレゼンテーション形式及びデモンストレーション形式により行う。

プレゼンテーション形式は本市依頼事項の詳細な説明について、デモンストレーション形式は本市依頼事項の処理・機能の操作及び説明についてそれぞれ審査を行う。

(3) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査による審査の評価点を合算したものを最終評価点とする。

1.5 最優秀提案事業者の決定

委員会の審査の結果、最高評価点となった者を最優秀提案事業者とし、東広島市例規

システム構築及び保守管理業務の契約候補者とする。

最高評価点獲得者が2者以上ある場合、ヒアリング審査評価点が高い者を上位とする。

なお、最終評価点及びヒアリング審査評価点が同点の場合は、委員会の委員長が上位の者を決定する。

1 6 最終審査結果の通知

- (1) 通 知 日 令和8年10月30日（金）予定
- (2) 通 知 先 ヒアリング審査参加者
- (3) 通知文書 東広島市例規システム構築及び保守管理業務プロポーザルに係る最終審査の結果について（通知）
- (4) 通知方法 郵送による。

1 7 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案事業者と提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結する。

この協議に際しては、提案書等の内容の変更もあり得る。

また、最優秀提案事業者と協議が整わない場合にあっては、次点として評価した提案事業者と協議の上、契約を締結することがある。

(2) 契約保証金

東広島市契約規則第34条各号に掲げる条件を満たす場合には、契約保証金は免除する。

(3) 契約条件等

東広島市契約規則等を遵守した契約を締結する。

また、契約書及び契約約款については、本市の定める条項で契約を締結する。

1 8 最終審査結果内容の公表

本業務の契約締結後、プロポーザルの最終審査結果内容を公表する。なお、プロポーザル参加者には個別に郵送する。

- (1) 公 表 日 本業務の契約締結後（令和8年11月を予定）
- (2) 公表方法 本市ホームページ（プロポーザル参加者には個別に郵送による）
- (3) 公表内容 審査の状況、評価項目の配点及びプロポーザル参加者の点数

1 9 公平なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加資格及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、最優秀提案事業者の選定前に他のプロポーザル参加者に対

して提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときには、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させないことがある。

20 その他

- (1) 事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大な支障があると委員会が認めるときは、プロポーザルを中止又は実施スケジュールを変更することがある。
- (2) 本業務の調達に関し、提出された参加希望書及び提案書等は、本業務の調達における契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) 本業務の調達に関し、本市から受領し、又は閲覧した資料等は、本市の許可なく公表し、又は使用してはならない。